

体育施設芝維持管理業務委託仕様書

- 1 件 名 体育施設芝維持管理業務委託
- 2 委託場所 光ヶ丘球技場ほか3施設
光ヶ丘球技場（酒田市光ヶ丘三丁目45番地の12）
光ヶ丘陸上競技場（酒田市光ヶ丘三丁目5番6号）
飯森山多目的グラウンド（酒田市飯森山二丁目13番地）
南遊佐グラウンドゴルフ場（酒田市宮内字本楯91番地の1）
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和8年12月18日まで

4 目 的

本業務は、後記の各施設における競技および緑化を目的とした芝草を適宜に管理し、良好な競技施設として維持するとともに、周辺への環境整備を目的として、次の事項の業務を行うものとする。

5 委託業務の内容

(1) 光ヶ丘球技場（酒田市光ヶ丘三丁目45番地の12）

- | | | |
|----|--------------|---------------|
| 1) | 芝生面積 | 6,000㎡程度（高麗芝） |
| ア | 芝刈作業 | 場内 年25回 |
| イ | 施肥作業 | 場内 年4回 |
| ウ | 薬剤散布 | |
| A | 殺虫剤散布 | 場内 年2回 |
| B | 殺菌剤散布 | 場内 年2回 |
| C | 除草剤散布 | 場内 年2回 |
| エ | 更新作業 | |
| A | 目砂 | 場内 年1回 |
| B | サッチ除去 | 場内 年1回 |
| オ | 灌水作業 | 場内 年13回 |
| カ | 巡回及び機械保守点検業務 | 適宜 |

(2) 光ヶ丘陸上競技場（酒田市光ヶ丘三丁目5番6号）

- | | | |
|----|-------|--|
| 1) | 芝生面積 | 17,000㎡程度
(野芝 フィールド8,000㎡ スタンド部4,000㎡外周部5,160㎡) |
| ア | 芝刈作業 | 場内 年25回 |
| イ | 施肥作業 | フィールド 年5回
スタンド 年3回
外周部 年2回 |
| ウ | 薬剤散布 | |
| A | 殺虫剤散布 | フィールド 年2回 |

		スタンド	年2回
		外周部	年1回
B	殺菌剤散布	フィールド	年2回
		スタンド	年2回
		外周部	年1回
C	除草剤散布	フィールド	年3回
		スタンド	年3回
		外周部	年3回
エ	更新作業		
A	目砂	場内	年1回
B	サッチ除去	場内	年1回
オ	灌水作業	フィールド	年13回
カ	巡回及び機械保守点検業務		適宜

(3) 飯森山多目的グラウンド (酒田市飯森山二丁目13番地)

1)	芝生面積	12,000m ² 程度 (洋芝)
ア	芝刈作業	場内 年85回
イ	施肥作業	場内 年8回
ウ	薬剤散布	
A	殺虫剤散布	場内 年2回
B	殺菌剤散布	場内 年4回
C	除草剤散布	場内 年2回
エ	更新作業	
A	目砂	場内 年2回
B	エアレーション	場内 年2回
C	サッチ除去	場内 年10回
D	播種作業	場内 年2回
オ	灌水作業	場内 年60回
カ	巡回及び機械保守点検業務	適宜

(4) 南遊佐グラウンドゴルフ場 (酒田市宮内字本楯91番地の1)

1)	芝生面積	11,000m ² 程度 (野芝)
ア	施肥作業	場内 年3回
イ	薬剤散布	
A	殺虫剤散布	場内 年2回
B	殺菌剤散布	場内 年1回
C	除草剤散布	場内 年2回
ウ	灌水作業	場内 年1回
エ	機械整備作業	年2回
オ	巡回及び機械保守点検業務	適宜

- 6 業務の実施については、現地の状況に応じて適期に行う。
また、天候等により上記によりがたい場合は協議して決定する。
- 7 受託者は3か月ごとに作業日報を提出し、委託者から検査を受けること。
日報には何回目の作業かわかるように記載すること。
- 8 除草剤・消毒作業等を行う場合は、施設利用者に影響を与えないよう、施設管理人と十分打合せ等を行うこと。
当該作業部分への利用者等の立入禁止措置や、現場の整理整頓には特に留意し、安全管理に努めること。
- 9 委託料の支払い
委託料は3か月ごとに支払計画書のとおり支払う。
受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求書できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。
- 10 その他
 - 1) 業務に要する電気料金、水道料金、燃料費等は委託者が負担する。
 - 2) 業務に要するトラクター等の機械は委託者が無償で貸与する。
 - 3) 機械等が損傷した場合、経年劣化によるものは委託者で負担し、作業員の故意によるものは受託者で負担するものとする。その他の事案についてはその都度協議するものとする。
 - 4) 業務に要する休憩場所として、酒田市光ヶ丘球技場内格納庫を無償で貸与する。
 - 5) 業務を実施する上で必要な安全管理は、受託者が行うこと。
 - 6) 作業実施に際しては、担当係員と密接な連絡を取りながら進めること。
 - 7) 不明瞭な点及び疑問点は速やかに担当係員と協議し、その指示に従うこと。
 - 8) この仕様書は、芝維持管理業務の概要を示すものであり、本書に記載されていない事象についても、状況に応じて誠意をもって対処するものとする。